

住宅購入を検討している方にお知らせ

～町内に新たに住宅を取得された方に補助金を交付します～

定住促進補助金について

対象	令和7年3月31日までに取得された住宅（ただし、建て替えにより取得した住宅は除く）のうち取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合しているもの
要件	① 住宅を取得した時点で <u>40歳以下</u> の方 ② 転入又は転居により新たに専用住宅、併用住宅又はマンション等の区分所有建物を取得する方 ③ 住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方 ④ 入居する世帯員（生計同一者）が2名以上の方 ⑤ 取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方 ⑥ 世帯員に町税等の滞納がない方。また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方
基本額	新築住宅：10万円 中古住宅：10万円
加算額	▶ 申請者が転入後1年以内である場合：2万円加算 （再転入者は上記に加え、野木町を転出してから1年以上経過した転入であること） ▶ 18歳以下の世帯員がいる場合(人数不問)：3万円加算

- ・ 交付回数 1回限りとする。
- ・ 補助金の申請（※は野木町ホームページからダウンロードできます。）

住宅を取得してから1年以内に次の書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書*
- (2) 世帯全員の住民票謄本（続柄記載）
- (3) 定住誓約書*
- (4) 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- (5) 建物の平面図（間取図）及び住宅までの案内図
（縮尺 1/1000～1/2500 程度の地図に住宅の位置を示したもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類



- 1年以内の転入者は、前住所地での世帯員全員の納税（完納）証明書、滞納がない証明書等（課税がされていない場合は、非課税証明書等）
- 登記の遅延（遅延により申請期限を過ぎる場合など）にあつては、物件の取得を確認できる書類

- ・ 交付決定の取消し

住宅を取得してから5年以内に転居又は転出したとき。

住宅を取得してから5年以内に第三者へ譲渡したとき又は町税等を滞納したとき。

【お問い合わせ先】

政策課 政策推進係（移住定住促進班）

（本館2階） TEL:0280-57-4178